- 1 築造者の住所 玉名市岩崎 1011 番地 7
- 2 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 3 道路の位置 玉名市築地字修理田 127番 11、同 127番 9 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.50 メートルまで
- 5 道路の延長 24.28 メートル
- 6 指定年月日 平成 15年 10月 2日
- 7 指定番号 玉名景建第 262 号

熊本県公告第809号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市龍田陳内三丁目 22番 70-205号
- 2 築造者の氏名 石原誠
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字西道免 1809 番 6 及び同 1809 番 7
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.65 メートルまで
- 5 道路の延長 92.30 メートル
- 6 指定年月日 平成 15年 10月 6日
- 7 指定番号 菊池景建第46号

熊本県公告第810号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市富尾 1番地
- 2 築造者の氏名 城戸孝雄
- 3 道路の位置 玉名市立願寺字大塚 1050番 4、同 1050番 8、同 1055番 3 及び同 1065番 4
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 91.27 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 10 月 20 日
- 7 指定番号 玉名景建第 20 号

熊本県公告第811号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定めた。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項(平成13年4月1日熊本県公告第232号の2)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。